

2世障保第150号  
令和2年6月24日

障害福祉サービス事業運営法人 代表者 各位

世田谷区障害福祉部

障害保健福祉課長 宮川 善章

令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等の届出にかかる書類提出について

日ごろより、世田谷区の障害福祉行政への御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。  
さて、令和2年4月1日より、障害児通所支援事業の指定関連事務が東京都から世田谷区へ移管され、標記の加算の届出を受け付けているところです。

つきましては、標記加算の算定を届け出た事業者におきましては、下記のとおり書類を提出していただきますようお願いいたします。

## 記

### 1 対象事業者

- (1) 世田谷区に事業所がある事業者で、令和2年度福祉・介護職員処遇改善（特別）加算等の届出を行っている事業者
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時的措置により、処遇改善計画書の一部のみを提出している事業者

### 2 提出書類

- (1) 1－(1)に該当する事業者

- ① 就業規則
- ② 給与規定
- ③ その他①、②に準じて作成されている規定など

※計画書に変更がない場合、東京都に提出したことがあっても世田谷区に提出していない場合も、改めてご提出ください。

※すでに世田谷区に提出していただいている場合は、提出不要です。

- (2) 1－(2)に該当する事業者

- ① 別紙様式2－1（障害福祉サービス等処遇改善計画書）
- ② 別紙様式2－2 ※処遇改善（特別）加算を算定する事業所の情報を記載してください。
- ③ 別紙様式2－3 ※特定処遇改善加算を算定する事業所の情報を記載してください。

※特定処遇改善加算の届出を行わない場合は、③は提出不要です。

### 3 書類提出期限

(1)、(2)ともに令和2年7月31日(金)必着

※上記期限を過ぎて到着した場合、加算の算定ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※郵便物の集配の遅れ等にご注意いただき、余裕を持って投函ください。

### 4 留意事項

令和元年度福祉・介護職員処遇改善(特別)加算実績報告書については、東京都にご提出いただきますようお願いいたします。

【提出・問い合わせ】 〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27  
世田谷区障害福祉部障害保健福祉課事業者指定・指導担当  
電話：03-5432-2243 FAX：03-5432-3021